事　務　連　絡
令和６年11月29日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）　　御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に関する
疑義解釈資料の送付について（その１）

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第154号）等が本日公布・告示され、本年12月２日に施行・適用されるところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添１から別添３までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

（別添１）

医科診療報酬点数表関係

【情報通信機器を用いた診療】

問１　「Ａ０００」初診料の注１及び「Ａ００１」再診料の注１に規定する情報通信機器を用いた診療における資格確認方法として、令和６年 12 月１日までは居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを活用したオンライン資格確認と、被保険者証の画面上への提示があったところ、令和６年 12 月２日に施行される療担規則等の改正により、保険医療機関等における資格確認方法の一部が変更されるが、情報通信機器を用いた診療における資格確認方法はどのように変更されるか。

（答）情報通信機器を用いた診療における患者の資格確認方法は、①居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを活用したオンライン資格確認又は②資格確認書の画面上への提示等により行うこととし、①については、次の点について留意すること。

・　あらかじめ、保険医療機関又は保険薬局において、オンライン資格確認等システムで「マイナ在宅受付 WEB」の URL 又は二次元コードを生成・取得すること等が必要であること。

・　患者が自らのモバイル端末等を用いて、当該 URL 等から「マイナ在宅受付 WEB」にアクセスし、マイナンバーカードによる本人確認を行うことで、オンライン資格確認が可能となり、医療情報等の提供について、同意を登録することが可能となること。

・　なお、マイナ保険証の電子証明書の有効期限が過ぎても３か月間は引き続き資格確認を行うことが可能であること。ただし、この場合は医療情報等の取得は不可能であることに留意すること。

仮に何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合は、次に掲げるいずれかの方法により資格確認を行うこと。

・　マイナンバーカード及び資格情報のお知らせの画面上への提示

・　マイナンバーカード及びマイナポータル画面（PDF 含む）の画面上への提示

（参考）オンライン診療等におけるオンライン資格確認の概要

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010235

（別添１）

（参考）マイナ在宅受付 WEB に関するよくある質問（FAQ）
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011377

また、②については、次に掲げるいずれかの方法により資格確認を行うこと。

- 資格確認書の画面上への提示
- 令和６年 12 月２日時点で現に交付されている被保険者証（有効期限の範囲内又は令和７年 12 月１日までの間に限る）の画面上への提示

（別添２）

歯科診療報酬点数表関係

【情報通信機器を用いた診療】

問１　「Ａ０００」初診料の注 16 及び「Ａ００２」再診料の注 12 に規定する情報通信機器を用いた歯科診療における資格確認方法として、令和６年 12 月１日までは居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを活用したオンライン資格確認と、被保険者証の画面上への提示があったところ、令和６年 12 月２日に施行される療担規則等の改正により、保険医療機関等における資格確認方法の一部が変更されるが、情報通信機器を用いた診療における資格確認方法はどのように変更されるか。

（答）情報通信機器を用いた診療における患者の資格確認方法は、①居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを活用したオンライン資格確認又は②資格確認書の画面上への提示等により行うこととし、①については、次の点について留意すること。

・　あらかじめ、保険医療機関又は保険薬局において、オンライン資格確認等システムで「マイナ在宅受付 WEB」の URL 又は二次元コードを生成・取得すること等が必要であること。

・　患者が自らのモバイル端末等を用いて、当該 URL 等から「マイナ在宅受付 WEB」にアクセスし、マイナンバーカードによる本人確認を行うことで、オンライン資格確認が可能となり、医療情報等の提供について、同意を登録することが可能となること。

・　なお、マイナ保険証の電子証明書の有効期限が過ぎても３か月間は引き続き資格確認を行うことが可能であること。ただし、この場合は医療情報等の取得は不可能であることに留意すること。

仮に何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合は、次に掲げるいずれかの方法により資格確認を行うこと。

・　マイナンバーカード及び資格情報のお知らせの画面上への提示

・　マイナンバーカード及びマイナポータル画面（PDF 含む）の画面上への提示

（参考）オンライン診療等におけるオンライン資格確認の概要

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010235

（別添２）

（参考）マイナ在宅受付 WEB に関するよくある質問（FAQ）
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011377

また、②については、次に掲げるいずれかの方法により資格確認を行うこと。

・　資格確認書の画面上への提示
・　令和６年 12 月２日時点で現に交付されている被保険者証（有効期限の範囲内又は令和７年 12 月１日までの間に限る）の画面上への提示

（別添３）

調剤報酬点数表関係

【情報通信機器を用いた服薬指導】

問１　「10 の３」服薬管理指導料の４に規定する情報通信機器を用いた服薬指導における資格確認方法として、令和６年 12 月１日までは保険医療機関が交付した処方箋による確認のほか、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを活用したオンライン資格確認、被保険者証の画面上への提示があったところ、令和６年 12 月２日に施行される療担規則等の改正により、保険医療機関・保険薬局における資格確認方法の一部が変更されるが、情報通信機器を用いた服薬指導における資格確認方法はどのように変更されるか。

（答）情報通信機器を用いた服薬指導における患者の資格確認方法は、①保険医療機関等が交付した処方箋による確認、②居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを活用したオンライン資格確認又は③資格確認書等の画面上への提示により行うこととし、②については、次の点について留意すること。

・　あらかじめ、保険医療機関又は保険薬局において、オンライン資格確認等システムで「マイナ在宅受付 WEB」の URL 又は二次元コードを生成・取得すること等が必要であること。

・　患者が自らのモバイル端末等を用いて、当該 URL 等から「マイナ在宅受付 WEB」にアクセスし、マイナンバーカードによる本人確認を行うことで、オンライン資格確認が可能となり、医療情報等の提供について、同意を登録すること可能となること。

・　なお、マイナ保険証の電子証明書の有効期限が過ぎても３か月間は引き続き資格確認を行うことが可能であること。ただし、この場合は医療情報等の閲覧は不可能であること。

仮に何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合は、次に掲げるいずれかの方法により資格確認を行うこと。

・　マイナンバーカード及び資格情報のお知らせの画面上への提示

・　マイナンバーカード及びマイナポータル画面（PDF 含む）の画面上への提示

（参考）オンライン診療等におけるオンライン資格確認の概要

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010235

（別添３）

（参考）マイナ在宅受付 WEB に関するよくある質問（FAQ）
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011377

また、③については、次に掲げるいずれかの方法により資格確認を行うこと。

- 資格確認書の画面上への提示
- 令和６年 12 月２日時点で現に交付されている被保険者証（有効期限の範囲内又は令和７年 12 月１日までの間に限る）の画面上への提示